

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010148246
地図番号	K1 53-1 K1 53-2	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市十王町字新海			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番57	宅地	165	54	1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年3月10日  
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾我部 淳



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010148247
地図番号	K1 53-2	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市十王町字新海			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番58	宅地	165.53		1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和4年3月10日  
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾我部 淳



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010148248
地図番号	K1 53-2	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市十王町字新海			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番59	宅地	165	52	1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年3月10日  
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾我部 淳



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1617010148251
地図番号	K1 53-2	筆界特定	余白		
所在	近江八幡市十王町字新海			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1221番62	宅地	165.50		1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和4年3月10日  
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾我部 淳



表題部 (土地の表示)	調製 余白	不動産番号 1617010148252	
地図番号 K1 53-2	筆界特定 余白		
所在 近江八幡市十王町字新海		余白	
①地番 1221番63	②地目 宅地	③地積 165.48 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕 1221番1から分筆 〔令和4年3月3日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	令和4年2月14日 第1840号	所有者 滋賀県近江八幡市鷹飼町北三丁目6番地4 株式会社中尾ハウジング 順位3番の登記を転写 令和4年2月14日受付 第1851号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年3月10日  
大津地方法務局東近江出張所

登記官

曾我部 淳

